



## はじめに

すべての人が互いにその人権を尊重しながら、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現のため、男女共同参画社会基本法が平成11年6月に制定・施行されてから来年で20年が経とうとしております。

合併前の弘前市では、同基本法の成立に先立つ平成11年3月に弘前市男女共同参画推進基本計画を策定し、合併後の平成24年3月には弘前市男女共同参画プランの策定、平成28年3月には同プランの改訂を行い、市を取り巻く社会経済環境の変化に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。

しかし、少子高齢化は急速に進展し、人口減少による労働力不足や国民のニーズの多様化、経済のグローバル化など、我が国を取り巻く社会情勢は更に厳しさを増しております。こうした中、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされていることから、国においては平成27年8月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。

当市においても、このような社会情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現と更なる女性の活躍推進に向けて、「弘前市男女共同参画プラン2018～2022」を策定し、その取組を更に推進するものであります。

今後も、男女共同参画を取り巻く社会情勢や様々な課題に迅速に対応するとともに、市のあらゆる分野で男女共同参画が実現できるよう取り組んでまいりますので、関係団体はもとより市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、プラン策定にあたり弘前市男女共同参画プラン懇話会委員の方々をはじめ、市民の皆様、関係各位から貴重なご意見・ご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成30年11月

弘前市長 櫻田 宏